

お知らせ

申請者各位

平成30年5月16日
経済産業省
電子化・効率化推進室
農水産室

「めろ」事前確認申請に係る貿易管理サブシステムの利用促進について

日頃から外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づく「めろ」の事前確認について、円滑な審査業務に御協力いただきましてありがとうございます。

政府は、従来より通関関連書類の電子化・ペーパーレス化を促進（※）しており、経済産業省としても外為法の輸出入許可・事前確認等の申請から承認・確認等までの「NACCS貿易管理サブシステム」（以下「NACCS」という。）による電子申請手続の利用を促進しているところです。また、「めろ」の事前確認申請手続においても、皆様による積極的なNACCSの導入により、電子申請率は平成29年に76%となっております。

つきましては、まだNACCSを導入しておらず、電子申請に移行していない申請者におかれましては、以下の電子申請のメリットを熟慮いただき、NACCSの導入及び電子申請の積極的な利用を御検討いただきますようお願いいたします。

※ 「日本再生戦略～フロンティアを拓き、「共創の国」へ～」（平成24年7月31日付け閣議決定）において、「通関関連書類の電子化・ペーパーレス化の促進」が掲げられ、また、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日付け閣議決定）において、貿易関連手続等の迅速化、ペーパーレス化の促進を推奨。

電子申請のメリット

「めろ」の事前確認を電子申請した場合、通常の窓口や郵送での申請に比べ、主に以下のメリットがあり、事前確認申請に伴うコスト及びリスクが軽減します。

- ① 事前確認書交付までに要する時間や経費の削減（事前確認の申請及び事前確認書の交付のために来庁する人件費及び交通費、郵送費等）
- ② 通関業者や税関への事前確認書の受渡し等通関までの時間や経費の削減（交通費・郵送費、貨物の保管経費等）
- ③ 事前確認書の管理コストや紛失リスクの軽減

NACCS導入の手続

「めろ」の事前確認を電子申請するためにはNACCSを導入する必要がありますが、無料で導入・利用できます。

NACCSの利用手続は以下のとおりです。

① NACCSセンターに利用申込（申込方法の案内は[こちら](#)）

【問合せ先：NACCSセンター 0120-794-550】

② 経産省へ申請者届出（申請者届出ページは[こちら](#)）

【問合せ先：電子化・効率化推進室 03-3501-0953】

※ ①において利用者IDを取得後、①と同時並行で②の手続開始が可能。

＜問合せ先＞
経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部 農水産室
国際資源管理班
TEL： 03-3501-0532
FAX： 03-3501-6006